

令和4年11月21日（月）

令和4年河南町議会11月臨時会議会議録

（第 1 号）

河 南 町 議 会

令和4年河南町議会11月臨時会議会議録

年 月 日 令和4年11月21日（月）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （10名）

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 （0名）

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	城田	国昭
教 育 長	中川	修
総合政策部長	渡辺	慶啓
総務部長	多村	美紀
住民部長	福田	新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	日根	直哉
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部人事財政課長	後藤	利彦
（教育委員会事務局）		
教・育部長	湊	浩

議会事務局職員出席者

事務局 長	谷	道広
課 長 補 佐	門林	純司

会議録署名議員

3 番 河 合 英 紀

5 番 力 武 清

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 4 まで、及び追加日程

令和4年河南町議会11月臨時会議

令和4年11月21日（月）午後1時18分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	6
日程第4	廣谷武議員の副議長辞職について	7
追加日程第1	選挙第3号 副議長の選挙	9
追加日程第2	廣谷武議員に対する懲罰動議について	12

議 事 の 経 過

午後 1 時 1 8 分開議

○議長（大門晶子）

議会運営委員会に引き続き、これより令和 4 年河南町議会11月臨時会議を開催いたします。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（大門晶子）

本臨時会議に対する議会運営委員会の審議結果、会議日程、議事日程、9月分の例月出納検査の結果報告は、タブレットのほうに送信しています。

それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、3 番 河合議員、5 番 力武議員を指名いたします。

○議長（大門晶子）

日程第 2 会議期間の決定についてを議題といたします。

先ほど開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、本臨時会議の会議期間については本日 1 日で行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は本日 1 日と決しました。

○議長（大門晶子）

日程第 3 諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告は、監査委員から 9 月分の例月出納検査の結果報告がございました。いずれも適正に処理されていたという内容でありました。監査委員、また議会選出の監査委員である松本議員におかれましては、お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

次に、日程第4 廣谷議員の副議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、廣谷副議長の除斥を求めます。

〔廣谷議員 除斥〕

○議長（大門晶子）

それでは、廣谷副議長から事前に提出していただきました辞職願を事務局より朗読させます。

谷議会事務局長。

○議会事務局長（谷 道広）

それでは、命によりまして朗読をいたします。

令和4年11月21日

河南町議会議長 大門晶子様

河南町議会副議長 廣谷 武

辞 職 願

今般、一身上の都合により河南町議会の副議長の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大門晶子）

お諮りいたします。

廣谷議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

ご異議なしと認めます。よって、廣谷議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで廣谷議員の除斥を解きます。

〔廣谷議員 復席〕

○議長（大門晶子）

ただいま副議長の辞職が許可されましたことを廣谷議員にお伝えいたします。

それでは、副議長退任のご挨拶をお受けいたします。発言者席にどうぞお越してください。

○7番（廣谷 武）（登壇）

副議長退任の挨拶、一言ご挨拶を申し上げます。

いろいろありましたけれども、この今の時期になったというようなこと、これは理事者をはじめ、また関係者皆様に深くおわびを申し上げます。どうもすみませんでした。

また、この辞職届を今の時期に出すというようなタイミングをいろいろご努力をありがとうございました。本当にご理解してもらった、理解をしてもらったことに対して、おわびとともにお礼を申し上げます。これからは今までどおり住民目線で、住民のために残りの年数を一生懸命全うしたいと思いますので、皆様これからご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げて、退任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（大門晶子）

廣谷副議長におかれましては、これまで議会運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

松本委員。

○2番（松本四郎）

休憩動議をします。

○議長（大門晶子）

休憩動議、賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

では、休憩の動議がありますので、ここで暫時休憩させていただきます。

休 憩（午後1時25分）

~~~~~

再 開（午後2時00分）

○議長（大門晶子）

大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

追加日程第1 選挙第3号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大門晶子）

ただいまの出席議員は10人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大門晶子）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

配付漏れなしと認めます。

では、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大門晶子）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番 高田議員から議席の順に投票をお願いいたします。

なお、私、議長も選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することにいたします。

〔議席順に従い投票〕

○議長（大門晶子）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

では、開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 河合議員、5番 力武議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

〔立会人立会いの下に開票〕

○議長（大門晶子）

では、選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票8票、無効投票2票。有効投票中、佐々木議員が6票、河合議員が2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、佐々木議員が副議長に当選されました。

では、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大門晶子）

ただいま副議長に当選されました佐々木議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○6番（佐々木希絵）（登壇）

何も用意してきてないんですけども、まず、ここまで来るのに本当にいろんなことがあって、廣谷議員共々本当に皆様方の混乱を招いたこと、それでも真摯に皆様方一丸となって向き合っていたいただいたこと、本当にありがとうございました。

今ちょっと私もびっくりしているんですけども、今、大門議長が議長席におられます。大門議長が議員になられたとき、私が議員になるよりもっともっと前で、すごくご苦労があった中で議員になられたと思うんですね、女性初の議員として。その大門議長が今議長席に座っていて今、私選んでいただきました。すごく時代が変わったなと感じています。これもひとえに本当に議場におられる皆様、議員も含め職員の皆様も含め、そしてどこかで傍聴されているであろう住民の皆様も含め、意識がいろいろと変わって、時代が変わってきてご理解が広がったという結果だと思っております。私に投票していただいた人も投票していただかなかった人も、投票していただいた方はもちろんなんですけれども、していただかなかった方のためにも必死で大門議長を支えていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願ひします。

（拍手）

○議長（大門晶子）

では、佐々木副議長、大役よろしくお願ひいたします。

ではここで、申し合わせ事項の規定により辞職届の交換をお願ひしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時12分）

~~~~~

再 開（午後2時21分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今回の申し合わせ事項の規定により、辞職届を取り交わしましたことをご報告いたします。

なお、力武議員は所用のため、早期退席されることを許可いたしました。

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

本臨時会議におきまして字句などの修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

高田議員。

○1番（高田伸也）

廣谷武議員に懲罰動議を。

○議長（大門晶子）

動議ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

では、ただいま高田議員から動議が提出されました。この動議は賛成者がいらっしゃいますので成立しています。

お諮りいたします。

本動議を決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにいたします。

では、ここで暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時23分）

~~~~~

再 開（午後2時27分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今お手元に配付いたしました廣谷武議員に対する懲罰動議について、高田議員からの提案理由の説明を求めます。

高田議員。

○1番（高田伸也）（登壇）

それでは、この懲罰動議の内容について読み上げさせていただきます。

令和4年10月20日時点となりますが、

河南町議会議長 大門晶子様

発議者は、

河南町議会議員 高田伸也

浅岡正広

2名となります。

内容につきましては、

#### 廣谷武議員に対する懲罰動議

ということで、

次の理由により、廣谷武議員に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により動議を提出します。

#### 記

大門議長もご存知の通り一昨日10月18日午前10時開催の河南町議会第2回10月臨時会議において、議長より廣谷議員に対し、副議長の辞任届の提出を三度にわたり要請されたにも拘らず、返事もなく要請に対する返答もありません。また、我々が議長宛に事前に提出した『副委員長の出席拒否に関する申し入れ書』を提出者が読み上げる前に、廣谷議員は自分の主張だけを言い放ち、議長の許可なく議場を去りました。これら一連の言動は議場の秩序を大きく乱す大変無礼な行為と思われまます。

以上をもって廣谷武議員に懲罰を科されたい。

以上となります。

○議長（大門晶子）

議席に戻ってください。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

休憩動議、賛成者いらっしゃいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

では、暫時休憩とします。

休 憩（午後 2 時 3 3 分）

~~~~~

再 開（午後 2 時 3 4 分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地方自治法第117条の規定により、廣谷議員の除斥を求めます。

〔廣谷武議員 除斥〕

○議長（大門晶子）

では、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

恐れ入ります、高田議員、もう一度登壇、お願いできますでしょうか。

では、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

討論はないようでございますので、討論は終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、廣谷議員の除斥を解きます。

〔廣谷武議員 復席〕

○議長（大門晶子）

廣谷議員に申し上げます。

ただいま廣谷武議員に対する動議が可決されましたので、お伝えいたします。

お諮りいたします。

懲罰の議決については、会議規則第111条の規定により委員会に付託することを省略することができないこととされています。よって、本件については、現在設置されています懲罰特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、本件は現在設置されています懲罰特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

本臨時会議におきまして字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして令和4年河南町議会11月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

お疲れさまでございました。

午後4時35分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（3番）

署名議員（5番）

